

平成22年度事業計画

第1 事業計画の基調

本会は、労働安全衛生法第87条に基づき、昭和58年4月1日に設立された労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントを会員とする社団法人である。平成22年度は設立28年目を迎えた。

公益法人をめぐる状況は大きく変化しており、本会は、引き続き社団法人の名称の使用は許されているもの、一昨年12月1日から施行された公益法人改革3法により、法令の上では特例民法法人に位置付けられており、また、昨年の総会においては「公益社団法人を目指す」ことが決議されているなど、早い機会に新しい法令に合致した法人に移行しなければならない。

また、本年度は、第11次労働災害防止計画の3年目度にあたり、その基本的な考え方である「労働災害全体を減少させるためのリスク低減及び重篤な労働災害防止」という観点からの対応をさらに進める必要がある。

このような状況に鑑み、平成22年度は、次の事項を重点として事業を推進することとする。

- 1 公益法人改革に対する対応
- 2 財政基盤の確立
- 3 地方組織の充実活性化を図る
- 4 労働安全・労働衛生コンサルタント生涯研修制度の更なる推進
- 5 労働安全衛生マネジメントシステムに係る労働安全・労働衛生コンサルタント活動の推進
- 6 研修、情報・資料提供等の充実
- 7 労働安全・労働衛生コンサルタントの登録事務の適正な実施

第2 事業計画の内容

1 公益法人改革移行への対応

平成20年12月1日から施行された公益法人改革関連法令により、公益法人は、従来の主務官庁制・許可主義から、一般社団法人・一般財団法人は登記のみで設立でき（準則主義）、一般社団法人・一般財団法人のうち公益法人となることを希望する法人に対して、民間有識者による委員会の意見に基づき行政庁（内閣総理大臣・都道府県知事）が認定する制度に変更された。

本会のような従来の公益法人は、当面、特例民法法人として従来どおりの主務官庁の監督を受けることとされているが、新法施行の一昨年12月1日から5年以内に新法に従った法人への移行手続きを行うことが求められている。

本会は、平成21年度総会において「公益社団法人を目指す」ことが決議された。本年度はその方向に向かって公益目的事業比率等に留意した諸課題の検討し、移行の申請を目指すこととする。

2 会員加入の促進

- (1) 支部及び本部を通じ第37回（平成21年度）試験合格者303名（安全155名、衛生148名）に対し、入会勧奨を積極的に行うとともに、未入会者の入会促進を図る。
また、入会勧奨助成制度を検討する。
- (2) 第2種賛助会員の入会を積極的に勧奨する。
- (3) 維持会員制度の新設を検討する。

3 研修等の充実

- (1) 労働安全・労働衛生研修
労働安全・労働衛生コンサルタントに対する定例の研修会を東京及び大阪で開催する。
- (2) リスクアセスメント研修
前年度に引続き第10回リスクアセスメント研修を東京及び大阪で開催する。
- (3) 登録時研修
新規登録者に対する第17回登録時研修を東京及び大阪で開催する。
- (4) 労働衛生工学基礎研修
前年度に引続き第3回研修会を東京で開催する。
- (5) システム監査員養成研修
第7回「システム監査員養成研修」を東京で開催する。
- (6) 作業環境測定基礎研修会
隔年実施している作業環境測定基礎研修会を東京で開催する。
- (7) 労働安全コンサルタント試験受験準備講習会
労働安全コンサルタント試験受験者のための第22回受験準備講習会を東京で開催する。
- (8) 労働衛生コンサルタント試験受験準備講習会
労働衛生コンサルタント試験受験者のための第16回受験準備講習会を東京で開催する。
- (9) 労働衛生コンサルタント（保健衛生）口述試験対策講習会
労働衛生コンサルタント（保健衛生）口述試験対策のための第3回講習会を東京で開催する。
- (10) 労働安全コンサルタント（土木・建築）口述試験対策講習会
前年度から開催した労働安全コンサルタント（土木・建築）口述試験対策講習会を東京で開催する。

4 生涯研修制度等の推進

- (1) 生涯研修制度の推進
「新生涯研修の手引き」の円滑な推進を図り、生涯研修制度登録者の増加を図る。

(2) 支部・ブロック主催研修の充実

ブロック又は支部主催による地域の実情の即した研修会の開催を勧奨する。

5 情報・資料提供の充実

(1) 会報「安全衛生コンサルタント」の発行

会報「安全衛生コンサルタント」を年4回発行し、内容の充実を図る。

(2) 「安全衛生通信」購読者への補助

会報の速報性を補うため、中央労働災害防止協会発行の「安全衛生通信」を本会の半額補助により会員希望者に月2回配布する。

(3) 「安衛コン資料」の発行

会員に技術情報等を提供するため、「安衛コン資料」を年2回以上発行し、会員に無料配布する。

(4) 「労働安全衛生コンサルタント必携（製造業編）」の改訂

前年度に引続き必携製造業編編集委員会において改訂作業を進める。

(5) 平成21年度版「労働安全・労働衛生コンサルタント試験問題集」の発行

- 平成21年度版「労働安全・労働衛生コンサルタント試験問題集」を5月に発行する。
- 「労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント試験合格の手引き」の新装改訂版を発行する

(6) 新会員のための事業活動援助制度の検討

自営業の基本である営業活動等の実習制度導入を検討する。

(7) ホームページの充実

支部のホームページの開設を勧奨し、本部のホームページとリンクさせる。その他ホームページの内容の一層の充実を図る。

(8) IT技術の積極的利用

Eメールを利用して本部と支部、本部と会員、支部と会員、会員相互間の迅速かつ緊密な連絡を図る。

(9) 出版事業拡大の検討

本会が持つ専門性とデータの蓄積を活用する独自の出版事業を検討する。

(10) その他資料の配布

「安全の指標」及び「労働衛生のしおり」を会員に無料配布する。

6 地方組織の充実活性化

(1) 地方組織の充実活性化対策

新しい公益法人関連法令に対応するための支部の要件について検討し、支部設置規程等の見直しを行う等を通して地方組織の充実活性化を図る。

- (2) 地方組織を通じての入会勧奨と生涯研修への参加奨励
地方組織を通じて、コンサルタント登録者に対し積極的に入会勧奨を行う。
また、会員に対し、生涯研修への参加を積極的に奨励する。
- (3) 地方組織主催研修会開催の勧奨（再掲）
地方組織主催による研修会開催を勧奨する。
また、地方組織における研修の充実強化を図るため、生涯研修制度講師謝金助成制度の活用を図る。
- (4) ブロック会議の充実
ブロック会議開催を勧奨し、会議内容の充実を図る。
- (5) 支部長会議の開催
第19回支部長会議を東京で開催する。

7 労働安全衛生コンサルタント制度の普及と労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント活用の促進

- (1) 「第16回労働安全衛生コンサルタント制度推進月間」の実施
「第16回労働安全衛生コンサルタント制度推進月間」を全国的に展開し、第11次労働災害防止計画をベースとした労働安全・労働衛生コンサルタント活用の促進を図る。
また、前年度に引き続き、推進月間用のスローガンを会員から募集する。
- (2) 労働安全衛生マネジメントシステムに係る労働安全・労働衛生コンサルタント活動の推進
「システム監査員登録制度」「システム評価員登録制度」を推進して会員のOSHMS構築指導又はシステム監査の活動を促進する。
また、会員を活用して、労働安全衛生マネジメントシステムの確立を図る事業場を支援できるよう定款変更を検討する。
- (3) JISHA方式OSHMS評価認定機関に参入の検討
中央労働災害防止協会の実施している「JISHA方式OSHMS評価認定機関」に参入することの可否について検討を行う。
- (4) 優良安全衛生診断事例の募集
労働安全・労働衛生コンサルタント活用のメリットを一般に周知し、かつ、安全衛生診断のレベルの向上を図るため、前年度に引き続き、優良安全衛生診断事例を会員から募集する。
- (5) 労働安全・労働衛生コンサルタントの活動等に係わる実態調査の実施
3年ごとに実施している「労働安全・労働衛生コンサルタントの活動等に係わる実態調査」を実施し、今後のコンサルタント活動に資する。

8 行政施策への協力等

(1) 「中小規模事業場を対象とした危険性又は有害性等の調査普及促進事業」の推進（厚生労働省委託事業）

イ 重篤な労働災害を発生させた事業場等に対する危険性又は有害性等の調査に係る安全衛生診断の実施

重篤な労働災害を発生させるなど労働災害防止を図るために総合的な改善措置を講ずる必要がある中小規模事業場等に対して、専門家による危険性又は有害性等の調査等に係る安全衛生診断を実施する。

ロ 派遣労働者に係わる安全衛生管理に問題のある派遣先事業場に対する個別指導の実施

イの危険性又は有害性等の調査に係わる安全衛生診断を実施した事業場のうち派遣労働者に係わる安全衛生管理に問題のあった派遣先事業場に対し、イの安全診断等の実施に併せて、個別指導を実施する。

ハ 「安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣表彰」に関する事業場等の調査

毎年7月に実施されている「安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣表彰」について、候補事業場等の安全衛生対策の取組等に係る調査を実施するとともに、好事例をまとめる。

(2) 「計画の届出免除事業者認定制度」等への積極的協力

「計画の届出免除事業者認定制度」等に関する行政施策への積極的協力により、コンサルタント活動の促進を図る。

(3) 「小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業」への協力

中央労働災害防止協会が実施している「小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業」に協力し、参加を希望する会員コンサルタントが名簿登載を受けて小規模事業場の安全衛生診断ができるよう援助する。

(4) 都道府県産業保健推進センター及び地域産業保健センターへの協力

都道府県産業保健推進センター及び地域産業保健センターの活動に協力するとともに、これらの活動を通じて労働衛生コンサルタント業務の拡大を図る。

(5) 労働災害防止団体等との連携の強化

労働災害防止団体等と連絡を密にし、連携を強化する。

(6) 地方行政機関との連携の強化

支部を通じ都道府県労働局等地方行政機関との連携を密にし、労働安全・労働衛生コンサルタントの活用の促進を図る。

9 国際化への対応

海外派遣コンサルタントの登録を引続き行い、JICAの労働安全衛生関係プロジェクト等に長期又は短期の専門家を派遣する。

10 表彰等

平成22年度通常総会の際に、賞罰規程に基づく会長表彰等を実施する。

また、災害防止団体等へ表彰候補者を推薦する。

11 労働安全・労働衛生コンサルタントの登録事務の実施

前年度に引続き、労働安全・労働衛生コンサルタントの登録事務を、適正、確実かつ、公正に実施する。